

# 総務文教常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和5年3月17日

(開会宣言 午前9:56)

委員長 定刻より少し早いですが、始めさせていただきたいと思います。  
まず初めに、委員長挨拶ということで、皆様、お疲れさまです。

(挨拶)

それでは、議長挨拶をお願いします。

議長 (挨拶)

ありがとうございました。町長挨拶をお願いします。

町長 (挨拶)

ありがとうございました。本日は全員出席されております。また、議長にも御同席いただいておりますし、説明のため、町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、教育委員会事務局長、総務課参事の出席を求めました。なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは去る3月9日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は会議次第に記載されているとおり、議案第22号及び議案第27号から議案第30号並びに議案第32号の6議案で、議案の説明については、3月9日の全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

御異議がないようですので、本委員会における審査を議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。なお、質疑においては、1問1答式で行いますので御協力をお願いします。

それでは、議案第22号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員 条例要綱の部分ですけれども、今回、保険税の算定方法の中の資産割の部分のみが24%から18%と6%引き下げられるわけですが、保険税の町民負担っていうのは、これによって安くなるということでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 保険税の町民負担ということで、これによりまして、国保税全体

で300万円の軽減ということを見込んでおります。なお、1,195世帯のうち710世帯に資産割がございまして、717世帯の方の保険税がもう安くなるというふうに考えております。

委員長

河本委員。

河本委員

説明のときには、財源の担保もできているということだったんですが、これ後々に資産割が引き下げられかけた部分が、一度に上乘せされるような危険性っていうのはないんでしょうか、どうなんでしょうか。

委員長

税務課長。

税務課長

その辺につきましても、我々もシミュレーションさせていただきました。丁寧に計算しながらということをもっとにさせていただきました。実は、令和3年度に繰越金から2,000万円以上、国保財源のほうに入れると繰越金を充てるという予定をしてしましたが、結果的には医療費の削減だとか、あるいは今までもらえなかった交付金がもらえるようになったっていうことで、百数十万の繰入れといえますか繰越金の利用で終わったと、シヨで終わったということございまして、その分の財源もございしますので、令和12年度の一本化に向けて、その繰越金とか、9,900万円の繰越金と7,700万円の基金を上手に使いながら、御負担にならないように、もう今回は軽減だけで終わるという形で改正させていただきたいと思っております。

委員長

梅津委員。

梅津委員

要綱の改正内容のところに、令和8年度までに資産割を廃止するという書かれておりますけども、これは今年、今回は6%減なんですけども、毎年6%ずつ下げて、令和8年度にはゼロになるというふうに考えればよろしいでしょうか、これ。

委員長

税務課長。

税務課長

おっしゃるとおりでございます。資産割の廃止につきましては、令和2年度からそれまでの45%でありましたものを30%に、それからは計画的に6%ずつ減らしまして、令和8年度にはゼロ%ということで計画的に率を下げたいと思っております。

委員長

梅津委員。

梅津委員

これ、仮に資産もあれば、これもう一気にがさっと18%、残り

の18%減らしても別に問題はないんでしょうね。というのは、やっぱり国から県からの指導で、資産割を6%ずつ減らさなあかんという何か制限がついてるんでしょうか。

委員長  
税務課長

税務課長。

方針といたしましてということで、令和4年の1月の国保運協と令和4年の3月の全員協議会の中でも御説明させていただいたということで、資産割を6%ずつ下げるとということで、一気に負担減とか、負担減に一遍にしますと、一気に均等割とか所得割とかそういったものをどんと上げなあかん状態もあると思いますので、できるだけ資産割を微減させていただきながら、ほかの税目、税率といひますか、ほかの区分の資産割を上げていくということになりますので、一気にならないような形でさせていただきたいと思っております。

委員長  
梅津委員  
委員長

梅津委員。

分かりました。お願いします。

ほかに質疑がないようですので、これで議案第22号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第27号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

河本委員。

委員長  
河本委員

河本委員。

条例要綱のところにも書かれてはあるんですが、その現行の美浜町個人情報保護条例というものは、これによって廃止されるということなんですか。

委員長  
総務課長

総務課長。

要綱に記載のとおり、今回の法律に基づきまして、今ある条例を廃止させていただくというものでございます。

委員長  
河本委員

河本委員。

現行の個人情報保護条例では、自治体独自の個人情報の保護措置がこれ認められてたんですけども、この新しい保護法施行条例となると、国の法律よりも厳しい個人情報の保護規程を定めることができなくなるんじゃないかっていう指摘があるんですが、その辺はどう考えてますか。

委員 長  
総務課長

総務課長。

基本、今までの個人情報保護条例ですか、条例につきましては、町独自の条例というものの、あります。もともと国にありました個人情報保護に準じて規定をさせていただいております。今回、条例が今度は廃止されて法律に基づいての管理になるわけなんです、そういった面では特段、法が緩やかになるとか法が個人情報の面で適正に扱われなくなるとか、そういったものではございません。

委員 長  
河本委員

河本委員。

これ、法改正の部分で問題点として挙げられてたのが、国の法律にその自治体の条例を踏まえてその共通ルールを定めているのではなくて、その国のルールを自治体に押し付けるための法改正という指摘が、これあったんですね。また、法改正の重要な柱の一つが、国や自治体を持つ膨大な個人情報のデータを企業に開放して利用しやすくすることが大きな目的となっていたということがありまして、地方自治体によっては個人情報保護の低下とか、事務負担の増加が心配されておるんですけども、美浜町ではそのような心配はないのかどうか伺いたいと思います。

委員 長  
総務課長

総務課長。

今回の法律の改正に伴いまして、今個人情報のデータの活用ですか、そういった面では企業へのそういった利用とか、そういったところに恐らく今、当面はないんじゃないかなと考えております。

まず条例に基づきますと、いろいろ事務手続、細かく定めさせていただいておりましたけども、今度、法律につきましてその辺ちょっと事務的な手続も簡素化された部分もございます。ですので、一長一短というんですか、個人情報に関する規制については今までどおりですけども、事務の面ではある程度緩和された部分もありますので、そういった併せて、そういったデータの流出とかそれも今後、注意していきたいというふうに考えてございます。

委員 長  
河本委員

河本委員。

多分、現行条例でも、恐らくこれに個人情報に関する附属機関の規程というのが多分あったと思うんですけども、町が設置している附属機関から、この現行条例の廃止についてこの答申というものは受けているんでしょうか、どうなんでしょうか。

委員 長  
総務課長

総務課長。  
恐らく附属機関といいますのは、個人情報保護の審査会の件かなと思います。各市町では、今回廃止をする場合に、そういった個人情報保護審査会に意見を求めてるところもいらっしゃいますけども、美浜町としましては、これも法律での要請ということもございましたので、そういった意見は求めてございません。

委員 長  
梅津委員

梅津委員。  
これ、ちょっと参考に教えてください。審査会への諮問をするときの、この審査会のメンバーというのは、一応学識経験者とかそういった人も、町長が選ぶんだと思うんですけども、これはどういうふうな人材を担当させるのか、ちょっと教えてください。

委員 長  
総務課長

総務課長。  
現行、今、個人情報保護審査会を設けてございます。そのメンバーを申し上げますと、委員長には、県の情報公開審査会、また個人情報審査会も一緒なんですけども、そういった会長かされてる方を学識経験者として委嘱させていただいておりますし、そのほか行政相談員であるとか、区長会の代表、住民代表ですね、そういった方を委員として委嘱をしております。

梅津委員  
委員 長

分かりました。  
ほかに質疑がないようですので、これで議案第27号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第28号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

委員 長  
河本委員

河本委員。  
美浜町の個人情報保護条例を廃止されるわけなんですけども、これ、現行ある附属機関の名称っていうのが名称も構成も役割っていうのは、この本議案条例の内容と同じものになるんでしょうか、どうでしょうか。

委員 長  
総務課長

総務課長。  
これまでの審査会につきましては、今回廃止します条例の中に規定をされておりました。この条例が廃止されますので、今回新たに

審査会条例を制定したということで、内容につきましては今までと変わりません。メンバーの構成メンバーを変わりませんし、それで審査請求のそういった諮問を受けての調査、そういった等は変わりはありません。

河本委員  
委員長

ほんで理解できた。

ほかに質疑はないようですので、これで議案第28号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第29号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

設置の第1条のところに、給食センターの施設設備等の維持・補修及び学校給食運営に必要な備品等の更新に必要な資金を積み立てるためと、こう目的が示されているわけなんですけど、予算決算常任委員会では具体的なその施設の維持・補修とか、学校給食運営に必要な備品等の更新計画が示されなかったんですけども、その財源においても5年以内の施行が適切であるということもおっしゃられていたんですけど、今後発生する維持補修の長期計画を見込んだ積立てならこれ理解できるんですけども、その計画がないのに積立てを行う必要がないと思うんですけども。長期的なその計画性というのはやっぱり持つべきだと思うんですけども、そのあたりの考え方をちょっと伺います。

委員 長  
教育委員会事務局長

教育委員会事務局長。

私からお答えをいたします。今ほど計画につきましては、しっかり振興計画の中で計画は持っております。今回、積ませていただくものにつきましても、令和5年度来年度につきましては残菜を処理するシステムに充当するものでございますし、それ以降に関しても空調の換気設備でありますとか、LED、そういったところの充当、基金を充てるというところで考えております。

委員 長  
藤本委員

藤本委員。

先ほど、町長もおっしゃいましたように、少子化の関係で児童数がどんと減ったときに、今後の給食センターの運営にかなり変化が出てくるんじゃないかなと思ってます。あの給食センターが出来た

のは、もうかれこれ年数経ってますんで、そういうことも含めていくと今、フードロスの関係の話もありましたけど、そういうことも含めて検討していくべきかなと思うんですけど、その辺はどういうふうにお考えですか。

委員長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

お答えいたします。現状、令和5年度の今見込みでございますが、小学校、この給食センターで調理をいたします給食の数というのが約700人分を想定しております。ただ、少子化の折でございますので、その辺はしっかり見極めながら、設備の更新に対してもしっかり計画を持って努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長

藤本委員。

藤本委員

ぜひ前向きに取り組んでいただきたいのと、今度は施設整備の更新になりますと、大半は自動で調理できるようになってると思うんですけど、その辺ところは人数において大き過ぎるとか小さ過ぎるとか、そういうことも発生するんじゃないかなと思うんです。しっかりと、給食センターの役割を果たすように運営していただきたいと思います。以上です。

委員長

ほかに質疑がないようですので、これで議案第29号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第30号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

これも、設置の第1条のところなんですが、地域愛を育み自らを高め夢を実現するひとづくりに資することを目的とした教育政策の推進並びにその施策に関わる町内の教育施設の整備及び改修等に必要な資金を積み立てるとありますけども、まずその積み立てる1億2,000万円というのが運動公園に関わる改修工事に必要だということなんですけども、これが地域愛を育み自らを高め夢を実現するひとづくりに資することにつながるのかっていうのが、この議案をちょっと議論していて、その疑問が上がるこだったんですけども、目的の表現からはとてもいいイメージが膨らむんですけども、その運動公園に関わる改修工事なら運動公園改修事業で予算づけすればよいと

思うんですけども、そのあたりの考え方はどうなんでしょう。

委員 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

お答えいたします。今回、基金条例につきましては町の総合振興計画でありますとか、さらには教育大綱、その下にあります教育振興計画、そういったところも勘案しながら条例化したものでございます。

そういったところで運動公園といいますのも生涯スポーツの振興という観点で申し上げれば、この大綱でありますとか経営計画に該当するということで考えております。

委員 長

河本委員。

河本委員

目的の表現と、計画する改修工事に大きなイメージギャップが生じるんですよね。それで、まず今のところ運動公園の改修工事以外に具体的な計画がないということ予算委員会の中でおっしゃられたので、その基金条例をつくるなら、やっぱりしっかりと経営長期計画を持ってほしいですし、何で運動公園の改修工事が、地域愛を育み自らを高め夢を実現するひとつづくりに資することにつながるのかっていうのは、本当に何か過剰表現のような形であんまりそこにしっかりと来るようなイメージが湧かないっていう方もいらっしゃるので、そういったところはやはりしっかりと説明責任を果たしていくべきところなんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

委員 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

今ほど、委員がおっしゃられることに関しましては、確かに今回、基金として積ませていただいた部分に関してはハードを整備に係る部分でございます。ただ、今後、そういった計画をしっかり練り上げまして、この基金でまた積み上げてまいりたいというふうに思っております。

委員 長

松下委員。

松下委員

河本委員と同じ思いはあるんですが、かなりのやっぱり額を積み立てていくことに対して、もう少し具体性というか、そういう提示がないと、我々としても、分かったよっていうふうにはなかなか感じられない。

やっぱりこの資金の予算管理というかね、それにつながっていく

可能性があると思うんですね。その辺はどうお考えですか。

委員長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

現状、確かにそのソフト部分に関しては、まだこれからといった部分でございますが、そういった貴重な財源でございますので、そういったところはしっかり、やっぱり計画を立てた上で積んでまいりたいと思っておりますし、現状、今、学校でも総合的な時間の中で様々な地域愛学習、そういったものを行っております。

祭礼学習もそうでございますし、美し美浜の環境の学習なんかもそうでございます。さらには、エネルギー環境教育、そういったところもございますので、そういったところに係る支援というところも視野に入れておるところでございます。

委員長

松下委員。

松下委員

そうであるのなら、積立てのために、例えば大きな施設であると確かに費用がかかりますので、それがどういう経過をしててどういう問題が起きていてとか、そういうのはやっぱりないと。我々としても、・・・いいよっていうふうには、ほかの人も同じだと思うんですけどね、判断しにくいと思うんですよ。そういう意味ではこの時点で、地域愛とかそんな言葉を飾らずに、飾らなくても、こうこうこういう理由でこれだけの資金が何年以内に必要とされるのでこの時期を投資ですね、積み立てたいと、こういう提案を我々はいただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

先ほど来、申し上げてますとおり今回はハード事業というところでありますが、この条文の中にもございます教育施策に関わる教育施設の整備というところで、この1億2,000万円盛り込ませていただいたところでございます。

ハード・ソフト事業に関しても、今後しっかり計画を練って積み上げていくというところで御理解をいただきたいところでございます。

委員長

松下委員。

松下委員

分かりました。が、我々のような小さな事業をやっている者からすれば、やはり大きな資金が必要な場合は、明確にそれを明記して、年間どのぐらい計画的に積み立てていくとか、どのぐらい借金を充

てるとか、そういうのをしっかり持った上で、積立てやるんですね。ですから、我々とは随分、この資金に対する認識が大雑把というか、ざっくりばらんというか、そういうのはすごく感じます。ですから今後、今回致し方ないとしても、次回以降は、やっぱりきちっと資金の需要の内容を議会に示してもらって、議会がそれを判断するという方向で考えていただきたいという要望だけさせてもらう。

委員 長  
男性委員  
委員 長  
男性委員  
委員 長

ほかに質疑がないようですので、  
ほかにあるかだけ聞いたほうがいいよ。

分かりました。

なかったら、ないで。

ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これで議案第30号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第32号 敦賀市と美浜町の間の子供及び学齢生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

敦賀市の白木地区から、直接、敦賀市に抜ける道路が完成いたしまして、直接、敦賀市への通学が可能になったということもありまして、本条例の必要がなくなったということは理解できるんですけども、その白木地区の同意というのはしっかり取れているのかどうか伺います。

委員 長  
教育委員会事務局長

教育委員会事務局長。

こちらにつきましては、敦賀市の教育委員会が地元・白木区と調整をした上でのお話でございまして、白木区長からも、美浜町との今回の事務委託規約の廃止についても了承いただいておりますし、今後、小学生になる子供さんを持つ保護者の方にも廃止の同意をいただいております。

委員 長

ほかに質疑はありませんか。

質疑はないようですので、これで議案第32号についての質疑を終わります。

以上をもって、付託されました議案の質疑を終了いたします。

ただいまから採決に入ります。

議案第22号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第22号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第27号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第27号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第28号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第28号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第29号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第29号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第30号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第30号は全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第32号 敦賀市と美浜町の間の子供及び学齢生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第32号は全員賛成をもって承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査を終わりました。

これをもって、総務文教常任委員会を閉会いたします。

(閉会宣言 午後 2 : 04)

産業厚生常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

総務文教常任委員長 幸丈 佑馬